

関 連 資 料

(参考1) 中等教育学校の教員に必要な教員免許状の整理

(参考2) 教諭の他校種免許状の所有状況

(参考3) 小学校及び中学校の教員免許状を同時取得する場合
の修得単位数

(参考4) 教育職員免許法別表第八

(参考5) 現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業

中等教育学校の教員に必要な教員免許状の整理

- ①原則として、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状の両方を有する者でなければならない
- ②当分の間、中学校の教員の免許状のみを有している者は前期課程の教科の指導、高等学校の教員の免許状のみを有している者は後期課程の教科の指導を行うことができる

■中等教育学校における教員の指導可能範囲

(○：指導可能、▲：工芸、看護、農業、工業等の分野のみ指導可能、×：指導不可能)

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	▲	×	▲	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

○教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（抄）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2～3 （略）

4 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

附 則

17 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

教諭の他校種免許状の所有状況

(参考2)

幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭
小学校免許 8.9%	幼稚園免許 23.7%	幼稚園免許 1.7%	幼稚園免許 0.3%
中学校免許 1.4%	中学校免許 61.8%	小学校免許 26.9%	小学校免許 4.9%
高等学校免許 1.0%	高等学校免許 45.3%	高等学校免許 80.3%	中学校免許 56.9%

出典：文部科学省平成22年度学校教員統計調査

※ 3年の実務経験がある場合、中学校教諭であれば12単位で小学校教諭二種免許状が取得可能、小学校教諭であれば14単位で中学校教諭二種免許状が取得可能。

これらの単位は大学の教職課程のほか、都道府県教育委員会等が実施する免許法認定講習の受講によっても取得可能。

小学校及び中学校の教員免許状を同時取得する場合の修得単位数

(参考3)

○法令及び教職課程認定基準に基づく要修得最低単位数

免許状の種類 所要資格		小一・中一			小一・中二			中一・小二			
		小一 種 免	追加で修 得すべき 単位数	(参考) 中一 種 免	小一 種 免	追加で修 得すべき 単位数	(参考) 中二 種 免	中一 種 免	追加で修 得すべき 単位数	(参考) 小二 種 免	
教科に関する科目		8	20	20	8	10	10	20	4	4	
教職に 関 する 科 目	教職の意 義等に関 する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	0	2	2	0	2	2	0	2
		・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)									
		・進路選択に資する各種の機械の提供等									
	教育の基 礎理論に 関する科 目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	0	6	6	0	4	6	0	4
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)									
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項									
	教育課程 及び指導 法に関す る科目	・教育課程の意義及び編成の方法	22	12	12	22	4	4	12	14	14
		・各教科の指導法									
		・道徳の指導法									
		・特別活動の指導法									
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)											
生徒指 導、教育 相談及び 進路指導 等に関す る科目	・生徒指導の理論及び方法	4	2	4	4	2	4	4	2	4	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法										
	・進路指導の理論及び方法										
教育実習		5	2	5	5	2	5	5	2	5	
教職実践演習		2	0	2	2	0	2	2	0	2	
教科又は教職に関する科目		10	0	8	10	0	4	8	0	2	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		8	0	8	8	0	8	8	0	8	
総修得単位数		67	36	67	67	18	43	67	22	45	
併有の場合の合計取得単位数		103			85			89			

別表第八（第六条関係）

第一欄	所要資格	受けようとする免許状の種類	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭二種免許状	中学校教諭二種免許状	高等学校教諭一種免許状	
第二欄	有することを必要とする学校の免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)
第三欄	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師(これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教諭又は講師を含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	三	三	三	三	三	三
第四欄	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数	六	一三	一二	一四	九	一二

備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業

平成27年度予算額 1.3億円（新規）

複数の学校種を通貫した教育や、小学校高学年における専科指導の推進が期待されており、特に小中一貫教育の制度化は喫緊の課題。また教員の新たな教員免許状取得に向けた学びを促進するため、免許法認定講習等と免許状更新講習との相互認定を活用することが求められている。

これらを踏まえ、免許法認定講習と免許状更新講習、あるいは研修制度との相互活用により、現職教員の研修環境の充実を図るとともに、隣接校種等の新たな免許状取得を促進する。

このことにより、教員の資質向上はもとより、教員配置上の効率化を図るとともに、処遇改善等も視野に入れた地方公共団体の自主的な取組みを支援する。

1. 小中学校免許状併有のための講習の開発・実施

小学校の現職教員に中学校免許状、又は中学校の現職教員に小学校免許状を取得させるための講習を開発・実施する。〔24機関〕

2. 更新講習との相互活用による講習の開発・実施

免許法認定講習と免許状更新講習のいずれにも対応可能な講習を開発・実施する。〔24機関〕

3. 通信・放送・インターネット等を活用した講習の開発・実施

勤務時間の制約のある教員やへき地の教員が受講可能となるよう通信・放送・インターネット等を活用した講習を開発・実施する。〔6機関〕

4. 希少免許教科等に関する講習の開発・実施

教員免許取得者の少ない希少免許教科・免許種に係る講習を開発・実施する。〔6機関〕

